招集ご通知

事業報告

計算書類

証券コード 9856 2024年6月7日

株 主 各 位

東京都町田市鶴間八丁目17番1号 株式会社 ケーユーホールディングス 代表取締役社長 板 東 徹 行

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)につい て電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載 しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.ku-hd.com

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR(投資家情報)」「株主総会」「第52期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ケーユーホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9856」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後6時までに到着するよう、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都町田市鶴間八丁目17番1号

株式会社ケーユー本店 会議室 (昨年と開催場所に変更はありません) (末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第52期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類なら びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第52期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)
- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本書面をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後 の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の次の事項
 - ① 企業集団の現況に関する事項「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「販売の状況」
 - ② 会社の株式に関する事項

- ③ 会社の新株予約権等に関する事項
- ④ 会社の役員に関する事項「事業年度中に退任した取締役」「責任限定契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」
- ⑤ 会計監査人の状況
- ⑥ 会社の体制及び方針
- (2) 連結注記表
- (3) 個別注記表

したがいまして、本書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会または会計監査人が 監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使 期限 2024年6月24日 (月曜日) 午後6:00入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを <u>入力する方法</u>

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセス してください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し クリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご 入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症にかかる活動制限の緩和を受け、経済活動は回復の動きが見られたものの、地政学リスクの高まり、円安の進行による物価高、金融資本市場の変動など、景気の先行きに対する不透明感が高まりました。

自動車販売業界におきましては、年度を通しての軽自動車を含めた新車の登録台数は、451万台(前期比3.2%増加)となりました。国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は644万台(同2.5%増加)、外国メーカー車の新車登録台数は、24万台(同0.6%減少)となりました。

このような状況下、当社グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。 売上高は、前期に比べ1.216百万円増加の154.563百万円(0.8%増加)となりました。

このうち、商品売上高は、前期に比べ230百万円減少の132,510百万円(0.2%減少)となりました。修理売上高は、前期に比べ1,428百万円増加の15,535百万円(10.1%増加)となりました。また、手数料収入は、前期に比べ18百万円増加の6,516百万円(0.3%増加)となりました。

売上原価は、前期に比べ879百万円増加の127,906百万円(0.7%増加)となりました。 販売費及び一般管理費は、前期に比べ923百万円増加の17,556百万円(5.6%増加)となり ました。経費率は、11.4%と前期に比べ0.6ポイント増加いたしました。

営業利益は、前期に比べ585百万円減少の9,099百万円(6.0%減少)となり、営業利益率は、5.9%と前期に比べ0.4ポイント減少いたしました。

営業外損益は、純収益が前期に比べ51百万円増加の264百万円となり、経常利益は、前期に 比べ534百万円減少の9,364百万円(5.4%減少)となりました。

特別損益は、特別利益として投資有価証券売却益等、127百万円を計上しましたが、一部店舗の減損損失を351百万円計上したことにより、224百万円の純損失となり、税金等調整前当期純利益は、前期に比べ397百万円減少の9,139百万円(4.2%減少)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ524百万円減少の6,172百万円(7.8%減少)となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の自動車販売につきましては、少子化や自動車に対する嗜好の変化から若年層の自動車離れと言う構造的な問題もあり、市場の大きな拡大は見込めず引き続き厳しい状況が続くと思われます。

このような状況下、当社グループはこれまでも、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図り、総需要が減少する経営環境においても十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいりました。今後も引続き収益力の強化を図りつつ、店舗網の一層の拡充や純粋持株会社の特徴と当社グループの財務面での強みを活かしたM&Aの積極的な展開及び海外進出、また人材の育成等を通じグループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,020百万円であり、主なものは、輸入車ディーラー事業新店舗・増改築・用地購入2,172百万円、国産車販売事業新店舗711百万円であります。

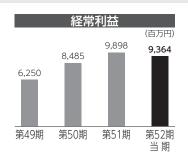
(4) 財産及び損益の状況の推移

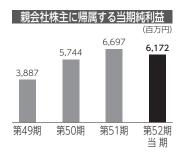
(単位:百万円)

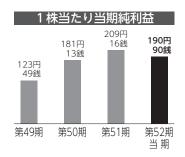
Image: section of the	年 度		第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (2022年3月期)	第 51 期 (2023年3月期)	第52期(当期) (2024年3月期)	
売	_	E	高	116,659	131,120	153,346	154,563
売	上 糸	総 利	益	20,636	23,909	26,318	26,656
営	業	利	益	6,039	8,300	9,685	9,099
経	常	利	益	6,250	8,485	9,898	9,364
親纽当	会社株主 期 糸	に帰属 [・] 屯 利	する 益	3,887	5,744	6,697	6,172
1 杉	#当たり	当期純	利益	123円49銭	181円13銭	209円16銭	190円90銭
総	道	資	産	74,822	78,663	81,300	85,535
純	道	資	産	48,834	53,613	58,624	63,111
1 7	株当た	り純貧	産産	1,526円27銭	1,661円77銭	1,801円55銭	1,922円04銭

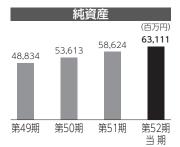
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

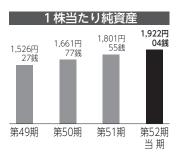












(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー	50百万円	100.0%	国産車及び輸入車の販売・修理
株式会社シュテルン世田谷	355百万円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理
株式会社モトーレン東名横浜	50百万円	100.0%	BMW車及びMINI車の販売・修理
株式会社ファイブスター東名横浜	10百万円	100.0%	ジープ車、キャデラック車、シボレー 車、フォルクスワーゲン車の販売・修理

- (注)1.上記重要な子会社4社は、連結子会社であります。
 - 2.株式会社RSケーユーにつきましては、2023年6月30日に、ハーレーダビッドソン事業を事業譲渡したため、重要な子会社から除外されました。

2. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2024年3月31日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	板東徹行	株式会社シュテルン世田谷 代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役社長
代表取締役副社長	井 上 久 尚	株式会社ケーユー 代表取締役社長
取 締 役	稲 垣 正 義	-
取 締 役	長澤伸二	_
取締役(常勤監査等委員)	萩 原 博 文	-
取締役(監査等委員)	細野泰司	細野コンクリート株式会社 代表取締役社長 株式会社細野商事 代表取締役社長 細野運輸株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	浅 野 雅 雄	_
取締役(監査等委員)	戸倉章博	-

- (注) 1.取締役(監査等委員) 細野泰司、浅野雅雄及び戸倉章博の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2.当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、萩原博文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3.細野泰司氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4.浅野雅雄、戸倉章博の各氏は、金融機関での勤務経験があり、また、他社での経理・財務担当役員としての経験から、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員、子会社の取締役、子会社の執行役員、子会社の監査役であり、保険期間中に新たに選任されたものを含みます。

当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者が役員としての業務を行った行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償請求を受けた場合において、損害賠償金・争訟費用を負担する事によって被る損害を当該保険契約によって填補するものであり、保険料は当社および子会社が負担のうえ、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを 認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

(3) 取締役の報酬等に関する方針の内容及び決定方法

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる 決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。 業務執行取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、および非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)により構成しております。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、独立 性確保の観点から固定報酬のみとしております。

口. 固定報酬に関する方針

固定報酬は、取締役の職務執行の対価として支給する金銭報酬とし、各取締役の役位や役割に 応じて決定しております。

ハ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、グループ 全体の事業活動の結果となる「連結売上高」および「連結営業利益」を業績指標とし、予算達成 率・前年対比率の平均値に各取締役の役位や役割に応じた所定の係数を乗じて支給月額を算出し ております。

二. 非金銭報酬等に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役以外の取締役に対し、事前交付型の譲渡制限付株式報酬として当社株式を支給しております。

当該株式報酬の割当数は、各取締役の役位や役割に応じて取締役会において、役員報酬・賞与規程その他の取締役会が予め定める規程に基づき決定しております。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の固定報酬、業績連動報酬、および非金銭報酬の報酬割合については、固定報酬を25%~55%、業績連動報酬を20%~50%、非金銭報酬を15%~45%の範囲で支給することを目途としております。

へ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

原則として、固定報酬、業績連動報酬は、定時株主総会後に開催される取締役会において、非金銭報酬等である株式報酬の割当数は、定時株主総会の翌月に開催される取締役会において、各取締役の役位や役割に応じて、役員報酬・賞与規程その他の取締役会が予め定める規程に基づき決定しております。

② 取締役の報酬等の額

		報酬の	種類別の総額(百万円)	対争とかる	
	報酬等の総額			非金銭報酬等	対象となる 役員の員数	
	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	(名)	
取締役	558	108	135	315	4	
(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
取締役(監査等委員)	12	12	_	_	4	
() () () () () () () () () ()	(4)	(4)	(-)	(-)	(3)	
合.計	570	120	135	315	8	
(うち社外役員)	(4)	(4)	(-)	(-)	(3)	

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2.業績連動報酬は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、グループ全体の事業活動の結果となる「連結売上高」および「連結営業利益」を業績指標とし、予算達成率・前年対比率の平均値に各取締役の役位や役割に応じた所定の係数を乗じて支給月額を算出しております。当事業年度を含む「連結売上高」および「連結営業利益」の推移は、「1.企業集団の現況に関する事項(4)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
 - 3.非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、前記の各ウェブサイトに掲載している「第52期定時株主総会招集ご通知への記載を省略した電子提供措置事項」の「2.(4)当事業年度中に職務遂行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。また、上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(監査等委員、および社外取締役を除く。) 4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
 - 4.2020年6月25日開催の第48期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)と決議しております。当該株主総会終了時点の対象取締役の員数は6名であります。また、2021年6月24日開催の第49期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、当社の社外取締役以外の取締役および子会社取締役

に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額として年額8億円以内(これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年600,000株以内)と決議しております。当該株主総会終了時点の対象取締役の員数は6名であります。

5.2020年6月25日開催の第48期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は、年額24百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置付けており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、当面連結配当性向30%を目途とし、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回とし、定款において取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会に諮る方針としております。

			(単位:百万円)
科目	金額	科 目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
〔流動資産〕	(37,663)	〔流動負債〕	(15,792)
現金及び預金	10,199	金 供 買	2,036
売 掛 金	4,542	1年内返済予定の長期借入金	5,323
有 価 証 券	300	未払金及び未払費用	1,491
		未払法人税等	1,499
商品及び製品	19,457	契 約 負 債	2,876
仕 掛 品	293	賞 与 引 当 金	561
原材料及び貯蔵品	432	その他	2,004
前 払 費 用	346		(((20)
そ の 他	2,131	固定負債	(6,630)
貸 倒 引 当 金	△41	長期借入金	5,234
(固定資産)	(47,871)	繰 延 税 金 負 債	695
		資産除去債務	567 133
(有形固定資産)	(44,331)		
建物及び構築物	14,228		22,423
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,878	〔株 主 資 本〕	(61,958)
工具・器具・備品	341	資 本 金	100
土 地	23,876	資本剰余金	13,613
建設仮勘定	5	利益剰余金	52,417
(無形固定資産)	(156)	自己株式	△4,173
(投資その他の資産)	(3,383)	〔その他の包括利益累計額〕	(433)
投資有価証券	1,366	その他有価証券評価差額金	433
繰 延 税 金 資 産	665		
そ の 他	1,360	〔新 株 予 約 権〕	(719)
貸 倒 引 当 金	△8	純 資 産 合 計	63,111
資 産 合 計	85,535	負債・純資産合計	85,535

■連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

								(単位:百万円)
		科					金	額
売		上			高			154,563
売	上		原		価			127,906
売	上	総	利		益			26,656
販売	費 及	びー	般 管	理	費			17,556
営	業		利		益			9,099
営	業	外	収		益			
受		取	利			息	9	
受	取	Ē	配	当		金	50	
受	取	地	代	1	₹	賃	167	
受	取	1	保	険		金	60	
そ		(の			他	77	365
営	業	外	費		用			
支		払	利			息	27	
賃	貸資	産	減 価	償	却	費	6	
賃	貸	資	産 賃		借	料	57	
そ		(の			他	9	100
経	常		利		益			9,364
特	別		利		益			
事	業		譲	渡		益	9	
古	定	資	産 売		却	益	6	
投	資 有	価	証 券	売	却	益	111	127
特	別		損		失			
減		損	損			失	351	351
税金	等調	整前当	新 期 純	利	益			9,139
法 人	税、住	民税	及び事	業	税			3,069
法	人 税	等	調整	至	額			△102
当	期	純	利		益			6,172
親 会	社株主に	帰属す	る当期	純 利	益			6,172

■連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 残高	100	13,340	48,436	△4,287	57,589
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		_	△2,192	_	△2,192
親会社株主に帰属する当期 純 利 益		_	6,172	_	6,172
自己株式の処分	_	273	_	114	387
自己株式の取得	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	_	273	3,980	114	4,368
2024年3月31日 残高	100	13,613	52,417	△4,173	61,958

(単位:百万円)

	その他の包括	5利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
2023年4月1日 残高	314	314	719	58,624
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	△2,192
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	_	_	_	6,172
自己株式の処分	_	_		387
自己株式の取得	_	_	_	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	119	119	_	119
連結会計年度中の変動額合計	119	119	_	4,487
2024年3月31日 残高	433	433	719	63,111

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

			(単位:百万円)
科目	金 額	科目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
〔流動資産〕	(9,968)	(流動負債)	(6,728)
現金及び預金	5.160	1年内返済予定の長期借入金 未 払 金	5,323
未収収益	993	未 払 金 未 払 費 用	163 954
		未払法人税等	156
関係会社短期貸付金	3,500	賞 与 引 当 金	43
未 収 法 人 税 等	94	そ の 他	87
そ の 他	219		
		(固定負債)	(5,949)
〔固定資産〕	(36,953)	長期借入金属	5,234
(有形固定資産)	(28,638)	繰 延 税 金 負 債 資 産 除 去 債 務	623 9
建物	7,834	そ の 他	81
		負債合計	12,678
構築物	554	【純資産の部】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
機械装置及び運搬具	25	〔株 主 資 本〕	(33,097)
工具・器具・備品	28	(資本金)	(100)
土 地	20,194	(資本剰余金)	(13,613)
		資本準備金子の他資本剰余金	6,439 7,174
(無形固定資産)	(27)	(利益剰余金)	(23,556)
電話加入権	15	利益準備金	193
	12	その他利益剰余金	23,363
		配当平均積立金	2
(投資その他の資産)	(8,287)	固定資産圧縮積立金	1,595
投 資 有 価 証 券	1,351	別途積立金	38
関係会社株式	6,112	繰越利益剰余金 (自己株式)	21,727 (△4,173)
長 期 前 払 費 用	69		(4,1/3)
敷金・保証金	277	〔評価・換算差額等〕	(427)
建設協力金	430	その他有価証券評価差額金	427
そ の 他	51	〔新株予約権〕	(719)
貸 倒 引 当 金	△4	純 資 産 合 計	34,244
資 産 合 計	46,922	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,922

	担
214	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
272	通 知

事業報告

計算書

監査報告書

								(単位:百万
		科					金	額
営	業		収		益			6,214
営	業		費		用			2,272
営	業		利		益			3,941
営	業	外	収		益			
受	取 利	息	及び	配	当	金	58	
受	取	地	代	3	R	賃	141	
そ			の			他	9	208
営	業	外	費		用			
支		払	;	利		息	7	
賃	貸 資	産	減 価	償	却	費	6	
賃	貸	資	産 1	賃	借	料	46	
そ			\mathcal{O}			他	0	61
経	常		利		益			4,089
特	別		利		益			
投	資 有	価	証 券	売	却	益	3	3
税	引 前	当	期 純	利	益			4,092
法 人	、税 、 住	民 税	及び	事業	税			479
法	人 税	等	調	整	額			△114
当	期	純	利		益			3,728

■ 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

					株	主	資	本				
		資	本剰余:	金		利 益 剰 余 金						
	資本金		スの仏容士	次士刑合合			その他利	益剰余金		刊光到合合	自己株式	株主資本
		資本準備金	ての他員本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計		合 計
2023年4月1日 残高	100	6,439	6,900	13,340	193	2	1,639	38	20,146	22,020	△4,287	31,173
事業年度中の変動額												
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	_	_	△2,192	△2,192	_	△2,192
当期純利益	_	_	_	_	_	_	_	_	3,728	3,728	_	3,728
自己株式の処分	_	_	273	273	_	-	_	_	-	_	114	387
自己株式の取得	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	△0	△0
固定資産圧縮 積立金の取崩	-	_	_	_	_	_	△44	_	44	_	_	_
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-
事業年度中の変動額合計	_	_	273	273	_	_	△44	_	1,580	1,536	114	1,923
2024年3月31日 残高	100	6,439	7,174	13,613	193	2	1,595	38	21,727	23,556	△4,173	33,097

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
2023年4月1日 残高	270	270	719	32,163
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	_	1	_	△2,192
当期純利益	_	1	_	3,728
自己株式の処分	_	1	_	387
自己株式の取得	_	1	_	△0
固定資産圧縮 積立金の取崩	_	-	_	_
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	157	157	_	157
事業年度中の変動額合計	157	157	_	2,080
2024年3月31日 残高	427	427	719	34,244

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社ケーユーホールディングス

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正 義業務執行社員 公認会計士 善方 正 義

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊業務執行社員 公認会計士 大久保 豊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して 責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社ケーユーホールディングス

取締役会御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正 義業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊業務執行社員 公認会計士 大久保 豊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、ま た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

▍監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及 び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 萩 原 博 文 印 監 査 等 委 員 細 野 泰 司 印 監 査 等 委 員 浅 野 雅 雄 印 監 査 等 委 員 戸 倉 章 博 印

(注) 監査等委員細野泰司、浅野雅雄及び戸倉章博は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上

■株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置付けており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、当面連結配当性向30%を目途とし、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当 (1株につき20円) とあわせまして、年間の配当額は1株につき60円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,298,457,120円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における 業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。 取締役候補者は、次のとおりであります。

以前以底間目は、人のC30人の方式 9。					
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数		
1	板 東 徹 行 (1962年3月2日生)	2003年 1 月 株式会社シュテルン世田谷入社専務取締役 2003年 1 月 当社入社専務執行役員 2004年 6 月 株式会社シュテルン世田谷代表取締役社 長 (現任) 2004年 7 月 当社副社長執行役員 2004年12月 株式会社タウ取締役 2005年 6 月 株式会社モトーレン東名横浜取締役 2007年 6 月 当社R統役副社長執行役員 2007年10月 当社代表取締役副社長 2008年 6 月 株式会社ファイブスター世田谷 (現株式会社ファイブスター東名横浜)代表取締役社長 (現任) 2010年 6 月 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況)株式会社シュテルン世田谷代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜代表取締役社長	769,644株		
	〈取締役候補者とした理由〉 板東徹行氏を取締役候補者とした理由は、当社および輸入車ディーラー事業各社の代表取 締役を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、グループの企業価値向 上、業績向上に強いリーダーシップを発揮してきたことから適任であると判断し、引き続 き選任をお願いするものであります。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
2	并上次 省 (1968年5月6日生)	2000年7月 当社入社 2001年6月 当社執行役員 2002年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社専務取締役 2004年11月 株式会社モトーレン東名横浜取締役 2005年7月 当社代表取締役副社長執行役員 2007年10月 株式会社ケーユー代表取締役副社長(現任) 2007年10月 当社代表取締役副社長(現任) 2009年1月 株式会社ファイブスター東名横浜)取締役 2010年6月 株式会社ケーユー代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ケーユー代表取締役社長	244,000株
	〈取締役候補者とした理由〉 井上久尚氏を取締役候補者とした理由は、当社及び国産車販売事業の代表取締役を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、リーダーシップを発揮してきたことから適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数	
3	箱 道 正 義 (1965年1月2日生)	1987年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社取締役 2007年10月 当社取締役店舗開発部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員店舗開発部長 2014年 9 月 当社取締役執行役員店舗開発部長兼ケーユー管理部長 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員総合企画部長 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員 2021年12月 株式会社ファイブスター東名横浜取締役 2022年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	107,300株	
	〈取締役候補者とした理由〉 稲垣正義氏を取締役候補者とした理由は、入社以来グループ各店の責任者、営業企画部門、店舗開発部門、総務部門等の責任者を経験し、担当部門における豊富な経験と幅広い識見を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「2. (1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が役員としての業務を行った行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償請求を受けた場合において、損害賠償金・争訟費用を負担する事によって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。 また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	_ ı	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数	
		萩 原 博 文 (1964年6月16日生)	2002年10月 当社入社 2003年4月 総務部次長 2012年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	42,240株	
1	<u> </u>	〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 萩原博文氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の業務を知悉しており、 豊富な経験と知見を有していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であ ると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
2		細 野 泰 司 (1948年2月10日生)	1970年 5 月 有限会社細野コンクリート(現細野コンクリート株式会社)を設立し、代表取締役に就任(現任) 1984年 8 月 株式会社細野商事を設立し、代表取締役に就任(現任) 1986年12月 細野運輸株式会社を設立し、代表取締役に就任(現任) 1992年 6 月 当社社外監査役 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 細野コンクリート株式会社代表取締役社長株式会社細野商事代表取締役社長	_	
	<u> </u>	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 細野泰司氏は、当社の事業内容を熟知しており、経営者として豊富な経験と見識を有していることから、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番 号	1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数	
3	浅 野 雅 雄 (1946年4月7日生)	1969年 4 月 株式会社横浜銀行入社 1998年 9 月 株式会社文教堂(現株式会社文教堂グループホールディングス)入社経理部長 2005年11月 株式会社文教堂(現株式会社文教堂グループホールディングス)専務取締役専務執行役員財務・経理担当 2007年11月 株式会社文教堂(現株式会社文教堂グループホールディングス)常勤監査役 2008年 6 月 シコー株式会社入社顧問 2013年 5 月 新シコー科技株式会社入社顧問 2015年 6 月 当社社外監査役 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)		
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 浅野雅雄氏は、銀行業務に加え他社での経理・財務担当役員としての経験から、財務及び 会計に関する十分な知見を有しております。また、他社での取締役として培ってきた経験 を有しており、こうした知見と経験に基づいて取締役の職務執行に対する監査の役割を担っていただくことを期待して、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として選任を お願いするものであります。			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		有 す る 社株式数	
4	声 倉 章 博 (1956年3月13日生)	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社 みずほ銀行)入社 2008年4月 株式会社みずほ銀行横浜支店長 2009年11月 かどや製油株式会社管理部長 2010年6月 かどや製油株式会社取締役執行役員管理部長 2014年6月 かどや製油株式会社取締役専務執行役員管理本部長 2018年6月 かどや製油株式会社取締役専務執行役員管理本部長 2021年6月 かどや製油株式会社取締役専務執行役員管理本部長兼経理財務部長 2021年6月 かどや製油株式会社顧問 2021年6月 小澤物産株式会社顧問(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)		
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 戸倉章博氏は、銀行業務の経験、他社での経理財務担当役員としての経験から、財務及び 会計に関する十分な知見を有しております。また、他社での総務人事等の管理部門におけ る取締役として豊富な知見と経験を有しており、こうした知見、経験に基づき、当社取締 役の職務執行に対する監査の役割を担っていただくことを期待して、引き続き当社の監査 等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 細野泰司氏、浅野雅雄氏、戸倉章博氏は、社外取締役候補者であります。 なお、当社は細野泰司氏、浅野雅雄氏、戸倉章博氏を株式会社東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された 場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 - 3. 細野泰司氏、浅野雅雄氏、戸倉章博氏は、現在、当社の監査等委員である取締役でありますが、細野泰司氏、浅野雅雄氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年、戸倉章博氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、細野泰司氏、浅野雅雄氏は、過去に業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
 - 4. 当社は、萩原博文氏、細野泰司氏、浅野雅雄氏、戸倉章博氏との間で会社法第427条第 1項および定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の 責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保 険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が役員としての 業務を行った行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償請求を受け た場合において、損害賠償金・争訟費用を負担する事によって被る損害を当該保険契約 によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して 行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。 各候補者が監査等委員である取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者とな ります。

また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

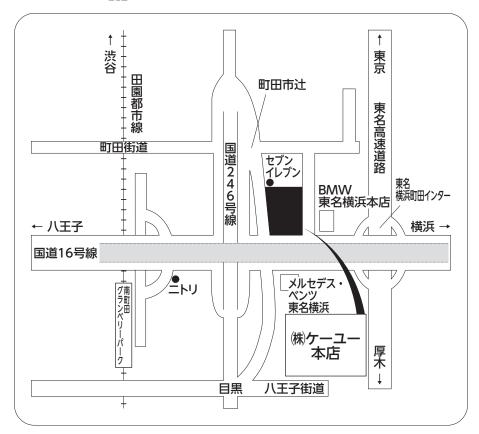
以上

第52期定時株主総会会場ご案内図

会場:東京都町田市鶴間八丁目17番1号

株式会社ケーユー本店 会議室

電話 042-799-2130



東名高速道路:横浜町田I.C町田方面出口より1分

最 寄 駅: 東急田園都市線 南町田グランベリーパーク駅 北口より徒歩約8分

